

様式 14

4 共通事項

この農用地利用集積等促進計画(以下「本計画」という。)に定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるものほか、次に定めるところによる。

(1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された農地(以下「当該農地」という。)の利用権は、本計画の公告により設定される。

(2) 転貸又は譲渡

丙は、当該農地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

(3) 賃料の支払

甲が、乙から譲渡された丙への賃料請求権(民法第466条及び467条)により、乙の甲への賃料支払い義務が代物弁済される。よって、賃料の支払い方法(支払い時期・入金方法等)について甲と丙が協議し、丙が甲に直接賃料を支払う。乙は賃料の支払に関与せず、これに係る一切の責任を負わない。

(4) 障害の除去

甲は、地下埋蔵物、土壤汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえで丙に引き渡すとともに、利用権の存続期間中においては、利用権行使の妨げになる行為を行ってはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 当該農地の修繕及び改良が土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づいて行われる場合には、同法に定めるところによる。

イ 甲は、丙の責めに帰すべき事由によらないで生じた当該農地の損耗については、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、丙が修繕することができる。この場合において、丙が修繕の費用を支出したときは甲に対してその償還を請求することができる。

ウ 丙は、甲の同意を得て当該農地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還並びに償還すべき有益費については、甲及び丙が協議して定めるものとする。

(6) 附属物の設置

ア 丙が、当該農地に果樹等の永年作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、市町及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得るものとする。また、丙が附属物の設置をした場合において、利用権が終了したときは、丙は甲に対して直接附属物を収去する義務を負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。

イ アの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意している場合に限り、丙は収去の義務を負わない。この場合、丙が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、丙は甲に償還請求することができる。

(7) 当該農地の返還

ア 利用権が終了したときは、丙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原状に回復して返還する。(附属物の取扱いについては(6)による。)ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該農地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

イ アの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意している場合に限り、丙は収去の義務を負わない。この場合、丙が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、丙は甲に償還請求することができる。

ウ 丙は、法令による権利の行使である場合を除き、当該農地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代價を請求してはならない。

(8) 利用権の終了

天災地変その他甲及び丙の責めに帰すべからざる理由により当該農地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された利用権は終了する。

(9) 租税公課等の負担

ア 甲は、当該農地に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該農地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、丙が負担する。

ウ かんがい排水及び土地改良等に必要な経常費は、原則当該土地改良区の決定による。

(10) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙並びに丙は、本計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、丙及び市町(農業委員会)が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(11) 権利取得者の責務

ア 丙は、本計画の定めるところに従い、当該農地を効率的かつ適正に利用しなければならない。

イ 丙は、乙から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第21条第1項の規定により、利用権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、乙に報告しなければならない。

(12) 利用権の解除

乙は、丙が次のいずれかに該当するときは、当該農地に係る利用権を解除することができる。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第21条第1項の規定による報告をしないとき。

ウ 正当な理由なく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。

エ 農地法その他の農業に関する法令に違反している事実が判明したとき。

オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

(13) 個人情報の取扱について

本計画の記載内容について、県、市町等関係機関に情報提供をする場合がある。

(14) 機構関連事業について

15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(15) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び県・市町が協議して定める。